

イージーペイメントをご利用いただく際に同意いただく利用規約です。

『イージーペイメント』利用規約

第1節 イージーペイメント

(総則)

- 第1条 この利用規約(以下「本規約」)は、株式会社システムリサーチ(以下「当社」)が「easy myShop(<https://www.easy-myshop.jp>)」のオプションサービスとして提供する「イージーペイメント」(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものです。
- 2 利用者は、本規約の内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。また、本サービスの利用があった場合には、本規約の内容に同意したものとみなします。なお、easy myShop利用規約の内容が本規約と抵触した場合は、本規約を優先するものとします。
 - 3 当社は、本規約を、利用者の事前の承諾を得ることなく変更することができます。本規約の変更は、過去の規約に優先して適用されるものとし、本サービス内に掲載することによって発効するものとします。

(用語の定義)

- 第2条 本規約に関する用語を以下のように定義するものとします。
- (1) 「利用者」とは、本サービスの利用者を指します。
 - (2) 「ネットショップ」とは、利用者が本サービスを使い商品等を販売するサイトを指します。
 - (3) 「顧客」とは、ネットショップにて商品等を購入しようとする個人または法人を指します。
 - (4) 「商品等」とは、顧客に対して販売する商品または提供する役務を指します。
 - (5) 「商品代金等」とは、商品等の販売または提供価格、税金、送料その他必要とされる料金を指します。
 - (6) 「ペイメントパートナー」とは、第1節5条2項において、利用者が利用する代金決済手段に関して当社と契約を締結している者(第1節5条1項2号に定義するコンビニ店舗のチェーン運営者やGMOペイメントゲートウェイ株式会社 <https://www.gmo-pg.com/> (以下「GMO-PG」という)、クレジットカード事業者等)を指します。
 - (7) 「加盟店」とは、利用者が、代金決済手段として、第1節5条1項1号の「クレジットカード決済」を利用する場合に、GMO-PGを通じて、クレジットカード事業者と加盟店契約を締結した法人または個人を指します。
 - (8) 「加盟店契約」とは、利用者が加盟店として本サービスの提供を受けるために第2節2条に基づき当社およびGMO-PGを通じて、クレジットカード事業者と締結する契約を指します。
 - (9) 「加盟店情報」とは、第2節第2条1項に基づき加盟店が当社に提供したすべての情報を指します。
 - (10) 「クレジットカード会社等」とは、GMO-PGやGMO-PGを通じて加盟店契約をするクレジットカード事業者を指します。
 - (11) 「バーチャル口座」とは、顧客の利用者に対する通信販売による商品の代金等の支払いに充てるため、本サービスが利用者の指示に応じて割り当てる銀行口座の番号であって、当社指定の銀行口座に紐づくものを指します。

(本サービスの内容)

- 第3条 本サービスは、easy myShopの利用者に対しオプションサービスとして決済システムを提供します。
- 2 本サービスとは、利用者が顧客に対して商品等の商品代金等について利用者が当社に対して受領権限を付与し、第1節5条1項に定める代金決済手段を通じて当社が当該受領権限に基づいて利用者にと代わって当該顧客より商品代金等を収受し、事後にこれを利用者に入金するサービスおよびこれに付帯するサービスをいいます。
 - 3 顧客が商品代金等を第1節5条2項において、利用者が選択した代金決済手段に関してペイメントパートナーに支払った時点で、利用者の顧客に対する商品代金等の支払請求権は消滅するものとします。

(禁止行為)

第4条 利用者は、次の各号に定める行為のために本サービスを利用してはなりません。

- (1) 訪問販売
 - (2) 詐欺行為
 - (3) プライバシーを侵害する行為
 - (4) 著作権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 個人間送金
 - (6) 集金代行業
 - (7) 保釈金立替業
 - (8) キャッシング
 - (9) ペニーオークション
 - (10) チェーンメールおよびスパムメールの送信行為
 - (11) 外国為替取引業
 - (12) ギャンブル
 - (13) たばこ販売
 - (14) 武器販売
 - (15) ネズミ講
 - (16) ポルノ、売春、風俗営業、その他これらに関連する行為
 - (17) 反社会的行為
 - (18) その他当社およびペイメントパートナーのイメージを低下させる販売行為または提供
 - (19) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へのリンクを貼る行為
 - (20) easy myShop のガイドラインに反する行為
- 2 利用者は、前項各号の他、当社が不適切であると判断する行為のために本サービスを利用してはなりません。
- 3 禁止行為に該当した場合、当社は何らの催告なしに本サービスの利用を解除することができるものとします。

(当社の受任する代金収納代行の種類等)

- 第5条 当社は、利用者に対して、以下に定める決済手段を、代金決済手段として提供するものとします。但し、当社が本サービス提供開始後においても、当社は利用者に対しeasy myShopまたはWEBサイトまたは管理画面にて通知することにより、決済手段の全部または一部を追加または廃止することができます。
- (1) 「クレジットカード決済」： クレジットカードによる商品代金等の收受
 - (2) 「コンビニ決済」： 顧客の代金支払い場所として当社が指定するコンビニ・フランチャイザーが直営するコンビニエンスストアまたは当該コンビニ・フランチャイザーの加盟店が運営するコンビニエンスストア（以下「コンビニ店舗」という）での決済による商品代金等の收受
 - (3) 「銀行振込（バーチャル口座）決済」： 顧客の代金支払い場所として本サービスが利用者の指示に応じて割り当てる銀行口座（バーチャル口座）の決済による商品代金等の收受
 - (4) その他当社が定め、利用者へ通知する代金決済手段
- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める方法により申し込み、当社が承諾することにより本サービスにおける代金決済手段およびこれに付帯するサービス（以下「代金決済手段等」という）のうち、希望する代金決済手段等を利用することができます。また、申込後に代金決済手段等を変更する場合、別途当社の定める方法により申し込み、当社が承諾することにより、本サービスにおける代金決済手段等のうち、利用する代金決済手段等を変更することができるものとします。この場合に、利用者へ本規約のうち新規に適用される部分がある場合には、利用者は当該部分が適用されることについて予め承諾するものとします。なお、当社は利用者の利用申し込みを承諾しないこととした場合であっても、その理由を利用者に開示する義務を負わないものとします。
- 3 本サービスにおける各代金決済手段等は本規約における該当の条項に基づいて利用者に提供されますが、利用者が利用していない決済手段等に関する条項についても有効に存在するものとします。

(商品代金等の締め日)

- 第6条 当社は、次項に定める締め日を基準として、締め日までに利用者が第1節14条に定める売上データを作成することで当社がペイメントパートナーから受領する金員について本条第3項に定める本決済日に利用者に交付するものとします。
- 2 利用者が本サービスを申し込む際に選択する以下のいずれかの期日を「締め日」というものとします。
 - (1) 毎月1回、末日締め
 - (2) 毎月2回、15日・末日締め
 - 3 商品代金等の決済日(以下「本決済日」という)は、前項により利用者が選択した各締日から1ヶ月を経過した日(未締めの場合は、翌月末日。15日締めの場合は、翌月15日)とします。

(利用者の届出)

- 第7条 利用者は、当社に対して次の事項を、事前に当社が指定する方法により提供し、申し込むものとします。
- (1) 商号、屋号、代表者名
 - (2) 所在地、電話番号、URL、電子メールアドレス
 - (3) 売上代金振込指定金融機関口座
 - (4) 取扱う予定の商品等(以下「本取扱商品等」という)
 - (5) 利用者が個人として申し込む場合、当社が指定する本人が確認できる書類
 - (6) その他、当社が必要と認める事項
- 2 本サービスの利用は、利用者が行った前項に定める申し込みに対し、当社及びペイメントパートナーが審査のうえ承諾をし、当社が定める登録手続きが完了した事を利用者へ通知した日に、当該利用者は本規約を内容として本サービスを利用できるものとします。なお、審査にて申し込みが不承諾となり、本サービスが提供されないと判断された場合、当社はその理由を利用者に開示する義務を負わないものとし、これにより発生した結果や損害については一切責任を負わないものとします。

(取扱商品等)

- 第8条 利用者は、以下の商品等を取扱うことができないものとします。
- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令または条例の定めに違反するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するものまたはその恐れがあるもの
 - (4) 虚偽情報または事実誤認を生じさせる恐れのあるもの
 - (5) 通常人に嫌悪感を覚えさせるもの
 - (6) 生命または身体に危険を及ぼす恐れのあるもの
 - (7) 当社およびペイメントパートナーのイメージを低下させるもの
 - (8) その他当社が不相当と認めたもの
- 2 前項にかかわらず、当社とペイメントパートナーとの間の契約または利用規約その他当社に適用される契約(以下「ペイメントパートナー契約等」という)において、当社または利用者が取扱いを禁止されている商品等がある場合には、当該商品等についても、利用者は取扱うことはできないものとします。
- 3 利用者は、金融商品、旅行商品・酒類・米類等、その販売に政府機関の許可、認可、免許、承認もしくは同意または政府機関への届出、通知もしくは登録(以下、総称して「許認可等」という)を要する商品等を取扱う場合には、予め当社に許認可等を称する書類を提出するものとし、当社の承諾を得なければ取扱う事ができないものとします。また、利用者が前記の許認可等を喪失した場合には、直ちに当該商品等の取扱いを中止するとともにその旨当社に通知するものとします。
- 4 利用者は、プリペイドカード・印紙・切手その他有価証券またはそれと同等の機能を有すると当社またはペイメントパートナーが認めた商品等については、取扱うことができないものとします。
- 5 ソフトウェアのダウンロード等、発送を伴わない商品等を取扱う場合、利用者は、当社またはペイメントパートナーの認めた運用方法により電子商取引を行うものとします。

(電子商取引)

- 第9条 利用者は、インターネット上で顧客が商品等の購入を求めた場合、本規約に従い、正当かつ適法に顧客

- に対し電子商取引を行うものとします。
- 2 利用者は、電子商取引を行う際、以下の事項の表示を行うものとします。
 - (1) 利用者の商号、屋号
 - (2) 利用者の所在地
 - (3) 利用者の電話番号、電子メールアドレス
 - (4) 責任者名および責任者の連絡方法
 - (5) 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - (6) 商品等の引渡し時期
 - (7) 代金の支払時期および方法
 - (8) 商品等の返品・取消に関する説明
 - (9) 顧客からの送信データ等が安全に保護されている旨の表示および暗号化しても完全に機密性が保持できないことの注意文言
 - (10) 顧客からの個人情報の取得に関して、個人情報の保護に関する法律に準拠した表示
 - (11) その他当社およびペイメントパートナーが認めた事項
 - 3 利用者は、電子商取引に係る表示にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
 - (2) 公序良俗に反する表示をしないこと
 - 4 利用者は第2項の表示に際し、以下の各号の商号・標章等を表示する場合は、事前に表示内容を当社に提示し、当社の承諾を得るものとします。
 - (1) 当社の商号・屋号・標章・ロゴ等
 - (2) ペイメントパートナーの商号・屋号・標章・ロゴ等
 - (3) ペイメントパートナーの提供する役務に関する標章・ロゴ等
 - (4) その他当社が必要と判断した者の商号・屋号・標章・ロゴ等および当該者の提供する役務に関する標章・ロゴ等

(電子商取引の方法)

- 第10条 利用者は、顧客から電子商取引の申込みがあった場合、顧客より以下の事項の記載のあるデータ（以下、「申込みデータ」という）を送信させるものとします。
- (1) 顧客の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス
 - (2) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
 - (3) 商品等の対価額、付帯費用の支払方法および数量
 - (4) 商品等の代金の支払方法
 - (5) 商品等の配送先
 - (6) その他、当社またはペイメントパートナーが必要と認める事項
- 2 利用者は、原則として商品等配送時に、商品等の名称、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を顧客に交付するものとします。
 - 3 利用者は、顧客から電子商取引の申込みがあった場合、顧客に対し、購入申し込み等の仕組みを提示し顧客が顧客と利用者との間の商品等の購入成立時および購入内容を明確に認識できる措置を講ずるものとします。

(商品等の引渡し)

- 第11条 利用者は、顧客との契約が成立した後、速やかに顧客の指定する場所に商品等を送付または提供するものとします。ただし、商品等の発送または提供遅延が生じた場合、利用者は、速やかに当該申込み顧客に連絡を行い、顧客に対し書面または電子メール等で引き渡し時期等を通知するものとします。
- 2 利用者は、顧客が商品等の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等商品等の受領確認が不明確となる住所を指定した場合は、当該住所に商品等を発送しないものとし、顧客に商品等の発送ができない旨を連絡するものとします。
 - 3 利用者は、商品等の発送については、運送機関の荷受け伝票等または顧客の受領書等を受領するものとします。

(取引の改善)

第12条 当社は、利用者が行う電子商取引の本取扱商品等、宣伝もしくは広告の表現または電子商取引の方法等が不相当であると判断した場合には、これらの変更もしくは改善または販売等の中止を求めることができるものとし、この場合、利用者は速やかにこれに従うものとし、

(注文データ)

第13条 顧客が利用者に対して電子商取引の申込みを行うことで、当該申込みデータの記載事項に基づき当社に対して当社が認めた仮の売上を証するデータ（以下「注文データ」といいます。）が作成されます。利用者は、作成されたデータに対し、第1節14条に定める売上データを作成するまでは、当該注文データの代金は第1節19条1項で定める本受領額に含まれないものとし、

(売上データの作成)

第14条 利用者は、前条1項で作成された注文データに対し、第1節5条1項に定める決済方法毎に当社が指定する方法に従い、当社所定の売上げを証するデータ等（以下、「売上データ」という）を作成するものとし、

2 利用者は、売上金額の分割記載、取扱日付の不実記載等はできないものとし、

(取引記録の保管等)

第15条 利用者は、第1節11条の商品等の荷受け伝票等や受領書等および第1節14条の売上データ等の電子商取引の売上に関する資料（以下「取引記録」という）を作成日から7年間保管するものとし、

(法令等の遵守)

第16条 利用者は、本サービスの利用に際して、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、不当景品類および不当表示防止法のうち適用のある法令およびその他の関連法令を遵守しなければならないものとし、

(収入印紙の貼付)

第17条 顧客に発行する領収証に収入印紙の貼付を必要とする場合、当該収入印紙代は、利用者の負担としますが、コンビニ店舗の運営者、その他顧客に領収証を交付する者（以下「本交付者」という）がいる場合は、利用者の委託に基づき、本交付者がこれを立替負担し、領収証に収入印紙を貼付するものとし、

2 当社は、当社および本交付者との間の合意に従い、前項の収入印紙代の清算のため、利用者を代行して、本交付者に対して当該収入印紙代を支払い、支払った収入印紙代の合計額（以下「収入印紙代合計額」という）を、第1節19条に定める本受領額と対等額にて相殺することにより、利用者との間でこれを清算できるものとし、

(本サービス利用の対価)

第18条 利用者は、当社に、本サービス利用の対価として、easy myShopのWEBサイトに定める決済手数料、事務手数料その他のサービス料金（以下これらを総称して「本手数料等」という）を、支払うものとし、

(清算・相殺)

第19条 収納手数料、加盟店手数料その他名義の如何を問わず、商品等取引ごとに当社または利用者がペイメントパートナーに対して、金額を支払う義務を負う場合には、これらの金額を含まず、当社がペイメントパートナーから受領した金額およびペイメントパートナーが顧客から受領した金額のうちペイメントパートナーの受領について当社が確認できたものの総額（以下「本受領額」という）並びに本手数料等、収入印紙代合計額について、本決済日毎に、当社および利用者は何ら個別の意思表示を要することなく、対等額にて相殺するものとし、

2 当社は前項に基づいて相殺した後の本受領額の残金（以下「引渡金」という）を本決済日に利用者へ支払うものとし、支払の際に振込手数料についても、本受領額と対応額にて相殺するものとし、

3 第1項に定める相殺がなされた後に、当社または利用者がペイメントパートナーから商品代金等の返還

を求められた場合には、理由の如何を問わず、利用者は、当社またはペイメントパートナーに対して、当該返還を求められた額を支払うものとします。

- 4 利用者において以下の事項の一が生じた場合に、当社が直ちに第2項の支払を留保する権限を付与するものとします。
 - (1) 本条第3項に定める返還が事前に確定した場合
 - (2) 利用者が本サービスの利用の申し込みに際し、虚偽の届け出を行っていた場合
 - (3) 利用者が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 利用者の信用状態に著しい変化が生じた結果、顧客の不利益が発生し、またはその恐れが高いと当社が判断した場合
 - (5) 利用者が差押・仮差押・仮処分申立もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (6) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (7) 利用者が本サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (8) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (9) 当社またはペイメントパートナーの名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (10) その他当社またはペイメントパートナーが不適と認めた場合

(引渡金の返還・保留)

第20条 当社は、引渡金を利用者へ支払ったにもかかわらず、以下の事由が生じた場合またはそのおそれが生じた場合と当社が判断した場合、当該引渡金につき返還を求めることができ、その場合には、利用者は当社に対して直ちに当該引渡金を返還するものとします。

- (1) 売上データが正当なものでない時
 - (2) 不正使用と思われるクレジットカードまたは銀行口座使用者と電子商取引をした時
 - (3) 第1節22条の顧客との紛議が解消しないと当社が判断した時
 - (4) 利用者と顧客との電子商取引に係る契約がその理由のいかんを問わず取消、解除または解約されたとき
 - (5) バーチャル口座への振込の際に使用する銀行口座を所有者以外の第三者が利用したとき
 - (6) 第1節15条に規定する文章が保管されていなかったときまたは当社もしくはペイメントパートナーから第1節15条に規定する文章の提出を求められた場合にこれに応じなかったとき
 - (7) 当社が利用者の取扱商品等および通信販売の方法等について、変更または改善を要請した場合において、利用者がこれに従わないとき
 - (8) その他利用者が本規約に反して販売を行ったことが判明した時
- 2 前項の場合において、利用者が引渡金を返還しない場合、当社は、第1節19条2項に定める次回の引渡金と当該引渡金を対等額にて相殺できるものとします。なお、当社が上記により相殺できない場合は、当社の請求に従い利用者は支払うものとします。
 - 3 当社は、引渡金を支払う前に、第1項記載の各号のいずれかに該当した場合、またはそのおそれが生じた場合と判断した場合、調査が完了するまで引渡金の支払を保留することができるものとし、利用者はこれら調査に協力するものとします。

(申込取消・返品・交換)

第21条 利用者は、顧客に販売する全ての商品等について、顧客または顧客の指定する商品等の受領者（以下「最終受領者」という）に引き渡されてから利用者が自ら設定する一定期間においては、顧客からの商品等の返品または交換を受け付けるものとし、その旨を販売時点に利用者がネットショップ上に明記するものとします。商品等の特性に鑑みて、利用者が顧客からの前項の申し出を受け付けない場合は、販売時点でその旨を顧客に対して明記するものとします。

- 2 前項に基づき、利用者は、商品等の返品または交換について、自己の責任においてこれを処理するものとし、商品等の返品の場合には、利用者は直ちに顧客に商品代金等を返金するものとします。
- 3 利用者が音声・画像・ソフトウェア等のデジタル商品をダウンロード販売する場合の申込み取り消しに

については、別途ペイメントパートナーと当社が協議するものとします。

(事故処理)

- 第22条 利用者は、当社の故意または過失によるか否かを問わず、顧客から商品等に関し、苦情もしくは相談を受け、または利用者と顧客との間において紛議が生じた場合には、利用者の費用と責任を持ってこれらに対処し、その解決にあたるものとします。当社が顧客からの商品等に関する苦情もしくは相談または利用者と顧客との間に生じた紛議を理由として損害を被った場合には、第1節33条に関わらず利用者は当社に対して、その全額を保証します。
- 2 利用者と顧客との間で前項に定めるトラブルが発生した場合、当社およびペイメントパートナーは、利用者に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、利用者は、当社またはペイメントパートナーが行う調査に対し協力するものとします。
 - 3 前項に基づく調査により、当社またはペイメントパートナーが利用者に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、利用者は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 顧客とのトラブルに関して、顧客がペイメントパートナーに対する支払いを拒否または滞らせた、ペイメントパートナーが顧客から受領した商品代金等の返金等を求めた場合、利用者は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
 - 5 前項に定める事由が発生したとき、当社の利用者に対する引渡金の支払いは、以下のとおりとします。
 - (1) 当該金額が引渡金の支払い前の場合には、当社は、当該金額の支払いを保留または拒絶できるものとします。
 - (2) 当該金額が引渡金の支払い支払済みの場合には、利用者は、当社の請求に応じ、遅滞なく引渡金を返還するものとします。また、当社は、当該代金を次回以降の利用者に対する引渡金から差し引けるものとします。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は、利用者に対し当該引渡金を支払うものとします。

(届出事項の変更)

- 第23条 利用者は、第1節7条において当社に届け出た内容に変更があった場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。
- 2 利用者は、前項の届け出がないために当社またはペイメントパートナーから必要事項の通知、送付書類または振込金、その他が延着または到着しなかったとしても、通常到着すべき日に利用者へ到着したものとみなすことに異議のないものとし、利用者へ損害が発生した場合でも、当社は当該損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

(変更等)

- 第24条 当社は利用者と協議することなく本サービスの一部または全部の変更（以下の各号の変更を含むが、これらに限られない）ができるものとし、利用者は、これに関し予め承諾します。但し、変更を行う場合、当社は、誤字脱字そのた軽微な修正を除き、適宜変更内容を当社が合理的と判断する方法により利用者へ通知するものとします。
- (1) コンビニ店舗の拡大または縮小
 - (2) 当社の指定する提携クレジットカードの拡大または縮小
 - (3) 代金決済手段等の追加または削減
 - (4) 違法または不当行為を防止するための禁止項目の追加
 - (5) 違法または不当行為を防止するための権利の制限
 - (6) サービスの品質を維持するための料金改定
 - (7) 利用者の便利性の向上のための変更

(通知義務)

- 第25条 利用者は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、直ちに当社に対して書面により通知するものとします。この場合において、利用者は顧客との契約のうち、履行が完了していない契約がある場合には、速やかに当該債務を履行するものとします。

- (1) 支払の停止または差押、競売、破産・民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- (2) 任意整理に着手したとき
- (3) 銀行および手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき
- (6) 廃業、転業、解散または重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき
- (7) その他、本規約に基づく債務の履行が困難であることが客観的に明白になったとき
- (8) 重大な過失または背信行為があったとき
- (9) 本規約の履行に関し、利用者が当社に届出を行っている情報に虚偽または不正確な情報があったとき
- (10) 本規約に違反したとき

(守秘義務)

第26条 利用者は、本サービスの利用に基づいて知り得た当社およびペイメントパートナーの営業上の機密情報（以下「機密情報」という）を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して開示または漏えいしてはならないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示時に既に公知であった情報または既に相手方が保有していた情報
 - (2) 開示後、相手方の責によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 開示者が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した開示者の情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく、独自に取得していたことを証明できる情報
 - (6) 適用のある法令、規則その他これらに準ずる定めに従い開示を要求される情報および裁判所、行政庁その他の公的機関から開示に関する判決、決定または要請がなされた情報
- 2 前項に関わらず、当社は本サービスの運用上必要不可欠な範囲に限り、ペイメントパートナーその他本サービスに係る業務を委託している委託先に対して、利用者に関する情報を開示・提供できるものとし、この場合、情報の開示先・提供先に対して、前項と同等の義務を負わせるものとします。
- 3 利用者は、自らの従業員に対して、第1項と同等の義務を負わせるものとします。
- 4 利用者は、第1項に違反して、当社またはペイメントパートナーに損害を与えた場合は、当社またはペイメントパートナーに対してその損害を賠償する責任を負うものとします。
- 5 利用者は、機密情報が第三者に開示もしくは漏洩され、またはそのおそれがある場合には、直ちに当社に報告し、当社の指示に従わなければならないものとします。この場合、利用者は、直ちに原因究明を含む必要な調査を行うとともに、二次被害の発生その他被害の拡大を防止するために適切な措置を行わなければならないものとします。また、利用者は、速やかに再発防止策を策定し、実施した上で、書面により、その内容を速やかに当社に報告し、かつ、その実施の経過報告をしなければならないものとします。

(機密情報の目的外使用の禁止)

第27条 利用者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、機密情報を本サービスの運用以外の目的に使用してはならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第28条 利用者は、本サービスの利用に基づいて個人情報を取扱う際には、個人情報保護法その他関連法令および個人情報保護に関するガイドラインを遵守するものとし、個人情報の適正な取扱いを確保するものとします。

- 2 当社は、本条に定める個人情報の取扱い状況につき、必要に応じて利用者に報告を求めることができるものとします。
- 3 利用者は個人情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合または利用者において個人情報の滅失・毀損・漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、個人

情報の滅失・毀損・漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。

- 4 前項の場合、個人情報等の滅失・毀損・漏洩等の発生の日から10営業日以内に、滅失・毀損・漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（利用者の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むものとします。）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
- 5 当社は、前項の処理が不十分であると認めた場合その他当社が必要と認める場合には、利用者に対し、当該措置の改善の要求、電子商取引の停止その他必要な措置・指導を行えるものとし、利用者はこれに従うものとします。

（セキュリティ保持義務）

第29条 利用者は、本サービスの利用に基づく取引に関し、機密情報の保護のため厳密なセキュリティ環境を整備し、保持する義務を負うものとし、当該義務が守られなかった場合、それにより生じた損害について責任を負うものとします。

- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の措置をとるものとします。措置を怠ったことにより生じた損害については利用者が一切の責任を負うものとします。
 - (1) 本サービスの利用に関連するIDやパスワード等は第三者に利用されないよう管理すること
 - (2) 本サービスを利用するコンピュータ等の電子機器は、コンピューターウイルス等の対策（ウイルス対策ソフトの導入等）を行っていること
 - (3) 本サービスの利用に必要なOSやブラウザ等の利用ソフトウェアのバージョン等については、メーカーサポート範囲内であり、メーカーの提供するセキュリティパッチ等が適切にあたっていること

（利用の解除）

第30条 当社は、利用者が以下の事項のいずれかに該当した場合、何ら催告することなく直ちに本サービスの利用を解除できるものとし、この場合、当社は、解除により生じた損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) easy myShopの利用が何らかの理由により解除となった場合
- (2) 利用者が当社に提出した本サービスの届出に虚偽または不正確な記載があった時
- (3) 利用者の顧客等からの苦情等により、ネットショップが本サービスを利用するサイトとして不適当であると当社が判断したとき
- (4) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったときその他支払停止になったとき
- (5) 前号のほか、信用状態、経営状態等に重大な変化が生じ、本サービス等の利用の継続が困難であると認められるとき
- (6) 利用者の株主構成に重大な変化が生じたとき
- (7) 利用者の代金収納代行の利用において信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき
- (8) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
- (9) 利用者が第1節8条および次節以降に定める第1節8条の特則に違反して商品等を取扱ったとき
- (10) 利用者の本取扱商品等において瑕疵または粗悪品が頻発し、顧客に不利益を与えると当社が判断したとき
- (11) 利用者がペイメントパートナーから支払を拒絶されまたは支払済み分の返還の請求を受けたとき
- (12) 第1節22条に定める紛争により、ペイメントパートナーが顧客から商品代金等の支払またはその清算を拒絶または拒絶されるおそれがあるとき
- (13) 利用者が本サービスの利用、契約等もしくは加盟店契約、その他のビジネスパートナーとの間の契約または法令に違反していると当社が判断したとき
- (14) 決済手段等を提供する事業者として利用者が不適当である旨の通知をペイメントパートナーから受けたとき
- (15) 理由の如何に問わず、ペイメントパートナーから本サービスの利用の解除を要請されたとき
- (16) 当社が当社への連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を利用者に向けて行ったにもかかわらず、

これに対する利用者からの連絡、通知等が第1節23条2項に定める通知が到着したものとみなされる日から14日以内に当社に到達しないとき

(17) その他本規約に違反していることが判明したとき

2 利用者が本サービスを解除した場合、当該利用者は本サービスにおける一切の権利を失うものとします。

(本サービスの不提供)

第31条 利用者は、加盟店契約の終了またはペイメントパートナーのサービスの停止もしくは中止により、本サービスの全部または一部が提供されなくなる場合がある事を予め承諾し、この場合、当社は利用者に対して、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

(本サービス提供の停止)

第32条 当社は、以下の各号の事由が発生した場合には、当該事由が解消するまで、事前に利用者へ通知した上で、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

(1) easy myShop が何らかの理由で中断するとき

(2) 第1節30条1項に定める事由が発生したと当社が判断したとき

(3) ペイメントパートナーから停止の要請を受けたとき

(4) 法令または行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する必要があるとき

(損害賠償)

第33条 利用者は本規約の履行に関連して、利用者の責に帰すべき事由により現実に損害を被った場合、その損害の発生原因に応じ、利用者に対して、損害賠償請求ができるものとします。但し、損害賠償の範囲には逸失利益等の間接損害および偶発損失等の特別損害を含まないものとします。

2 ペイメントパートナーから当社が損害賠償を請求された場合で、当該損害が、利用者が本規約、ペイメントパートナー契約等もしくは加盟店契約に違反したことまたは利用者の責に帰すべき事由による場合、当社がペイメントパートナーに損害賠償金を支払った場合には、利用者は当該賠償金の全額を当社に支払うものとします。

3 本サービスの利用において当社の故意または重大な過失により利用者が本サービスの全部を利用できない状態であることを当社が確認した時刻から起算して、連続して24時間以上、本サービスの全部が利用できないときに限り、利用者へ生じた損害を賠償するものとします。但し、ペイメントパートナーの故意または重大な過失によるものまたはメンテナンスや障害の復旧にかかる停止についてはこの限りではありません。

4 前項または、その他事由により当社が利用者に対し損害を賠償する場合、賠償すべき損害の範囲は、利用者へ生じた通常損害に限るものとし、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性を問わず賠償する責任を負わないものとします。また、当社の賠償すべき金額は、当該損害の発生日から遡って過去1年間において当社が当該利用者から現実に受領した本サービスの本手数料等の相当額を限度とします。但し、当社の故意または重過失により、消費者契約法(平成十二年五月十二日法律第六十一号)に規定する消費者に該当する利用者へ生じた損害を当社が賠償する場合においては、当該利用者へ現実に生じた損害のうち通常損害を賠償するものとします。

(本サービス利用終了後の処理)

第34条 第1節30条および第1節32条により、またはその他事由により本サービスの利用が終了した場合でも、終了までに行われた本サービスを利用した個別の取引は、有効に存続するものとし、利用者は当該取引による債務の履行が完了するまで本規約に従い取扱うものとします。但し、当社および利用者が別途合意した場合は、この限りではありません。

2 利用者は、本サービスが終了した場合には、直ちに利用者の負担と責任において、広告媒体から各決済手段の取扱いに関する標識等のすべての記述・表記を取外すとともに、当社およびペイメントパートナーより交付された販売関係書類や販売用具等がある場合は、速やかに当社またはペイメントパートナーへ返還するものとします。

(存続条項)

第35条 第1節30条および第1節32条により、またはその他事由により本サービスの利用が終了した場合で

も、終了までに行われた本サービスを利用した個別の取引に関して、本規約は有効に存在するものとしてします。また、第1節18条、第1節20条、第1節21条2項、第1節22条、第1節23条2項、第1節26条、第1節27条、第1節28条、第1節29条、第1節31条、第1節33条、第1節34条、本条、第1節36条および第1節37条についても、有効に存続するものとしてします。

(準拠法)

第36条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとしてします。

(管轄裁判所)

第37条 本規約に関して生じた法律上の紛争については名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議解決)

第38条 本規約の解釈を巡って疑義が生じたとき、また本規約に定めのない事項については、当社および利用者は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとしてします。

第2節 イージーペイメント・クレジットカード決済

(本節の適用)

- 第1条 利用者が、代金決済手段として、第1節5条1項1号の「クレジットカード決済」を利用する場合には、第1節の規定のほか、本節の規定および GMO-PG が定める PG マルチペイメントサービス利用規約 (<https://www03.easy-myshop.jp/ems/help/rule-gmo.pdf>) を適用するものとします。
- 2 前項に定める各規約が変更された場合、変更後の各規約が適用されることに利用者は予め同意するものとします。

(加盟店契約)

- 第2条 利用者が、本サービスにおいてクレジットカード決済を利用する場合には、加盟店契約が必要です。
- 2 利用者は、当社に対して次の事項を、事前に当社が指定する方法により提供し、加盟店契約に申し込むものとします。
- (1) 商号、屋号、代表者名
 - (2) 所在地、電話番号、URL、電子メールアドレス
 - (3) 売上代金振込指定金融機関口座
 - (4) 取扱商品等
 - (5) その他、当社が必要と認める重要な事項
- 3 加盟店契約は、利用者が行った前項に定める申込に対し、当社およびクレジットカード会社等が審査のうえ承諾を通知し、当社が定める加盟店登録手続きが完了したことを利用者に通知した日に、当該利用者と本規約を内容として成立するものとします。
- 4 利用者は、電子商取引を行うに際して、クレジットカード会社等所定の加盟店標識を掲示するものとします。
- 5 利用者は、カードの取扱い・加盟店の業務内容等について当社またはクレジットカード会社等より資料の請求があった場合には、速やかにその資料を提出するものとします。
- 6 利用者は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。
- 7 利用者は、当社およびクレジットカード会社等が、顧客のカード利用促進のために利用者の了解なしに印刷物等に利用者の名称、標章および所在地等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。

(利用者の届出の特則)

- 第3条 利用者が、本サービスにおいてクレジットカード決済を利用する場合には、利用者が行った第1節7条1項および第2節2条2項の申込に対し、当社に加え、クレジットカード会社等からの審査のうえ承諾をし、当社が定める登録手続きが完了した事を利用者へ通知した日に、当該利用者は本規約を内容として本サービスを利用できるものとします。

(包括代理権)

- 第4条 利用者は、以下の各号につき当社および GMO-PG またはその一方に包括的な代理権を授与するものとします。
- (1) クレジットカード会社等との一切の取引行為
 - (2) 与信請求または売上承認請求、および売上承認の取得
 - (3) 売上請求に関する事項
 - (4) 売上請求についての取消請求
 - (5) 立替払金等の受領
 - (6) クレジットカード会社等への通知、審査依頼およびクレジットカード会社等からの通知等の受領
 - (7) GMO-PG が提供するサービスの利用に関する登録行為
 - (8) その他クレジットカード会社等との取引に関連する事項

(商品等の広告)

- 第5条 利用者は、利用者の負担と責任において電子商取引に関する広告（以下「広告」という）の企画、制作を行うものとします。
- 2 利用者は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。なお、当社またはクレジットカード

ド会社等からの訂正、削除の申し出があった場合は、直ちにその申し出に従うものとします。

- (1) 顧客の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
 - (2) 公序良俗に反する表示をしないこと
 - (3) 割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守すること
 - (4) 広告には、以下の事項を適正に表示すること
 - ア 利用者の商号、屋号
 - イ 利用者の所在地
 - ウ 利用者の電話番号、電子メールアドレス
 - エ 責任者名および責任者の連絡方法
 - オ 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - カ 商品等の引渡し時期
 - キ 代金の支払時期および方法
 - ク 商品等の返品・取消に関する説明
 - ケ 顧客からの送信データ等が安全に保護されている旨の表示および暗号化しても完全に機密性が保持できないことの注意文言
 - コ 顧客からの個人情報の取得に関して、個人情報の保護に関する法律に準拠した表示
 - サ その他、クレジットカード会社等が認めた事項
- 3 利用者は、商品等の広告媒体に代金支払方法として、クレジットカードが使用できる旨表示すること。

(事前承認の義務)

- 第6条 利用者は、顧客より本サービスを利用した電子商取引の申し込みを受ける場合、事前にその全件について本サービスを介してクレジットカード会社等に承認を求めるものとします。
- 2 前項に反し、利用者は何らかの方法でクレジットカード会社等の承認を得ないで電子商取引を行った時は、当該電子商取引の代金全額について利用者は一切の責任を負うものとします。

(注文データの特則)

- 第7条 注文データは、作成された日から一定期間を経過した場合、利用者は、当社指定の方法で再度クレジットカード会社等の承認を求めなければならないものとします。その際、承認が得られなかった場合は、当該クレジットカードを利用した代金決済は行えないものとします。この措置により利用者または顧客等に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を一切負いません。

(売上データの作成の特則)

- 第8条 決済手段がクレジットカード決済の注文データは、利用者が取り扱う商品またはサービスを顧客に対し提供した後に、利用者が easy myShop にて発送処理を行うことで、売上データが作成されるものとし、作成と同時に売上データがクレジットカード会社等へ送信されるものとします。
- 2 利用者は、当社へ事前に許可をとった場合を除き、顧客に対し商品またはサービスの提供が実際に行われていないにもかかわらず、発送処理を行い、売上データを作成したことが発覚した場合、当社は、何ら催告することなく直ちに本サービスの利用を停止または解除できるものとします。この場合、当社は、この措置により生じた損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

(取引記録の保管等の特則)

- 第9条 利用者は、第1節15条に定める取引記録について、当社またはクレジットカード会社等の要請がある時は、速やかに当社またはクレジットカード会社等の所定の方法により当社またはクレジットカード会社等へ提出するものとする。
- 2 前項に基づいて、当社またはクレジットカード会社等へ取引記録を提出する場合で、原本以外を提出する時は、利用者は、当該取引記録が原本と相違ないことを証する書面を提出するものとします。

(電子商取引の円滑な実施)

- 第10条 利用者は、有効なクレジットカードを利用した顧客に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、現金販売と異なる代金を請求する等、クレジットカードの円滑な使用を妨げる何ら

の制限も行うことができないものとします。

(信用販売)

第11条 クレジットカード会社等は当社を通じて利用者に対して、利用者が引き渡した商品等の代金を顧客に代わって立替払い（以下、本規約において、当該立替払いにより支払われる金銭を「立替金」という）の支払いを行うものとします。

- 2 当社は、前項の立替金について、本決済日に第2節14条に従って、利用者に対して支払うものとします。但し、第2節18条の場合にはこの限りではありません。

(商品等の所有権)

第12条 利用者が、顧客に対し電子商取引により提供した商品等の所有権は、当社が利用者に対して立替金を利用者に支払ったときに利用者よりクレジットカード会社等に移転するものとします。ただし、第2節18条により当社が立替金の返還を受けた場合は、商品の所有権は利用者に戻すものとします。

- 2 利用者が、顧客以外の者に対し、誤って電子商取引を行った場合（偽造クレジットカードの使用等）でも、当社が、利用者に対し、当該売上債権の立替金を支払った場合には、当該商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも第1項ただし書の規定を準用するものとします。
- 3 電子商取引により提供した商品等の所有権が、利用者に属する場合でも、当社が、必要に応じて、利用者に対して商品等を回収できることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

(利用者による商品代金等の請求の禁止)

第13条 利用者は、クレジットカード決済により商品等の販売を行った場合には、クレジットカードを利用した顧客に対して、自ら商品代金等を請求することはできないものとします。

- 2 利用者は、顧客から商品代金等の弁済を受けた場合には、直ちに当社に通知の上、当社に当該商品代金等の全額を支払うものとします。

(清算・相殺の特則)

第14条 第1節19条1項にかかわらず、利用者から締め日までに、クレジットカード会社等へ送信された売上データについての立替金の総額および本手数料等は、当該締め日に対応する本決済日毎に、当社および利用者は、何ら個別の意思表示を要することなく、対等額にて相殺するものとします。

- 2 利用者は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。

(申込取消・返品・交換の特則)

第15条 利用者は、顧客からの電子商取引の申込取消を受け付けるものとします。なお、申込取消を受け付けた場合、利用者は、直ちに当社指定の方法により当社へ通知するものとします。

- 2 利用者は、売上データが作成された後、利用者またはクレジットカード会社等が設定する期間を経過するまでの間に、顧客から商品等の返品等の指示を受けた場合、これを受け付けるものとし、直ちに当社指定の方法により当社へ通知するものとします。なお、当社より既に立替金を受領しているときには、当社は、当該立替金につき返還を求めることができ、利用者は当社に対して直ちに当該立替金を返還するものとします。

(調査、改善要求)

第16条 当社は、利用者が加盟店契約、本規約等若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合またはクレジットカード会社等から要請を受けた場合には、利用者に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、または利用者の信用販売の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によって当社自ら調査することができるものとする。利用者は、当該請求を受けまたは当社自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じまたは当社による調査に協力するものとする。

- 2 当社は、前項の利用者からの回答または当社の調査により取得した情報、資料等を、クレジットカード会社等へ提出することができる。
- 3 当社は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する利用者の信用販売の態様、宣伝広告または取扱商品について、改善または停止を請求することができるものとし、

利用者は自己の費用負担によってその請求に従うものとする。

- (1) 利用者の信用販売の態様、宣伝広告または取扱商品が加盟店契約、本規約等または法令に違反しまたは違反するおそれがあると相当の根拠をもって当社が認める場合
- (2) クレジットカード会社等または当社が、利用者の信用販売に係る買主であるまたは買主になろうとした顧客から、当該信用販売またはその対象商品に関して、裁判外または裁判上で、苦情の申し出、調査の要求または代金返還、損害賠償等の請求を受けた場合
- (3) クレジットカード会社等または当社が、第三者から、利用者の信用販売の態様、宣伝広告または取扱商品に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合
- (4) 利用者が第1項に基づく回答をせずまたは当社の調査に協力しない場合
- (5) クレジットカード会社等が当社の信用販売の態様、宣伝広告または取扱商品を不相当と認めた場合（その理由がクレジットカード会社等から開示されたか否かは問わない）

（カードの不正利用等）

- 第17条 利用者は、顧客がカード所有者本人以外と思われる場合またはカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、電子商取引を行わないものとし、直ちにその事実を当社およびクレジットカード会社等に連絡するものとします。
- 2 前項に違反して電子商取引を行った場合は、利用者は当該代金の全額について責任を負うものとします。
 - 3 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードまたは第三者によるカードや顧客のカード番号の悪用等に起因する売上が発生した場合、利用者は必要に応じて所轄警察署へ当該売上に対する被害届けを提出するものとします。

（立替金の取戻し）

- 第18条 当社は、立替金を利用者へ支払ったにもかかわらず、第1節20条1項各号に加え以下の事由が生じた場合またはそのおそれが生じたとき当社が判断した場合、当該立替金につき返還を求めることができ、その場合には、利用者は当社に対して直ちに当該立替金を返還するものとします。
- (1) 第2節17条に反して不正使用と思われるカード使用者と電子商取引をした時
 - (2) クレジットカードを使用する資格を有しない顧客およびクレジットカード所有者以外の第三者が当該クレジットカードを利用したとき
 - (3) 第1節15条に加え第2節8条に規定する文章が保管されていなかったときまたは当社もしくはクレジットカード会社等から第1節15条に加え第2節9条に規定する文章の提出を求められた場合にこれに応じなかったとき
 - (4) 利用者が、クレジットカード会社等から加盟店契約を解除されたとき
 - (5) 顧客から自己利用でない旨の申し出が当社、クレジットカード会社等にあった時
 - (6) その他利用者が本規約に反して信用販売を行ったことが判明した時

（カード番号等の取引情報保護）

- 第19条 利用者は、本サービスに関連して知り得た顧客のクレジットカード番号その他のクレジットカードおよび顧客に付帯する情報ならびに加盟店手数料率を含む当社およびクレジットカード会社等の営業に関する情報（以下「取引情報」という）を他に漏洩および紛失してはならないものとします。また、取引情報は信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに利用者の責任のもとに当該取引情報を破棄または消去等するものとします。
- 2 利用者は取引情報が第三者に漏洩および紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
 - 3 利用者の帰すべき事由により顧客のクレジットカード番号その他のクレジットカードおよび顧客に付帯する情報に関する漏洩事故、紛失事故等による損害（カード再発行にかかわる費用等）が発生した場合には、当社およびクレジットカード会社等は利用者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。
 - 4 取引情報が漏洩、紛失等した場合、またはそのおそれがあると認められる場合、利用者は、直ちに当社およびクレジットカード会社等に連絡するものとし、当社およびクレジットカード会社等が当該連絡に

基づき実施する調査に応じること、及び当社およびクレジットカード会社等が信用販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします。

- 5 利用者は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社およびクレジットカード会社等に当該再発防止策について通知するものとします。なお、利用者は、当該再発防止策に対し当社およびクレジットカード会社等から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
- 6 第1項から第6項までの規定は、本規約終了後においても効力を有するものとします。

(本サービス利用終了後の処理の特則)

第20条 当社が、第1節30条および第1節32条により本サービスの利用を解除した場合、当社は、パートナーから当該売上債権の支払いを受けるまでは、利用者に対する立替金の支払いを留保することができるものとします。また、当社が、パートナーからの支払いを受けることができないと判断した場合には、立替金の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、利用者は、当該立替金を即時返還するものとします。

(存続条項の特則)

第21条 第1節30条および第1節32条により、またはその他の事由により本サービスの利用が終了した場合でも、終了までに行われた本サービスを利用した個別の取引に関して、本規約は有効に存在するものとします。また、第1節35条に加え、第2節1条、第2節6条、第2節9条、第2節12条、第2節13条2項、第2節15条、第2節17条、第2節18条、第2節19条、第2節20条および本条についても有効に存続するものとします。

第3節 イージーペイメント – コンビニ決済

(本節の適用)

- 第1条 利用者が、代金決済手段として、第1節5条1項2号の「コンビニ決済」を利用する場合には、第1節の規定のほか、本節の規定および GMO-PG が定める PG マルチペイメントサービス利用規約 (<https://www03.easy-myshop.jp/ems/help/rule-gmo.pdf>) を適用するものとします。
- 2 前項に定める各規約が変更された場合、変更後の各規約が適用されることに利用者は予め同意するものとします。

(コンビニ決済対応可能のコンビニエンスストア)

- 第2条 利用者が、代金決済手段として第1節5条1項2号の「コンビニ決済」を利用できるのは、easy myShop のWEBサイトに定める当社が提携するコンビニエンスストアのみとします。

(取扱商品等の特則)

- 第3条 利用者が、本サービスにおいてコンビニ決済を利用する場合、金融商品、旅行商品・酒類・米類等、その販売に政府機関の許可、認可、免許、承認もしくは同意または政府機関への届出、通知もしくは登録(以下、総称して「許認可等」という)を要する商品等を取扱う事ができないものとします。

(クレジットカードの利用)

- 第4条 顧客が「コンビニ決済」において、商品代金等の支払方法としてクレジットカードを選択した場合には、第1節および本節の規約のほか、第2節の規約を準用するものとします。

(アクセスの禁止)

- 第5条 利用者は、利用者が開設するWEBサイトにおいて、コンビニエンスストア各社の開設するホームページをリンクしてはならないものとします。

(電子商取引の特則)

- 第6条 利用者は、第1節9条2項に掲げる事項に加えて、以下の事項を本サイト上で明示するものとします。
- (1) コンビニエンスストア各社がコンビニ店舗を通じて顧客の商品等購入代金の代理受領業務を行っていること
 - (2) コンビニ店舗では日本国内における円貨の支払のみ受け付け、利用者との取引取消等、取引に関しては利用者との間で行われるべきこと
- 2 利用者は、以下の事項をネットショップ上で明示するよう努めるものとします。
- (1) 顧客は極力成人とすることおよび架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること
 - (2) 利用者と顧客との契約成立の時期
 - (3) 顧客の個人情報の登録、利用
 - (4) 利用者と顧客との契約が附合契約のため随時変更があることの承認

(注文データの特則)

- 第7条 第1節13条に基づき作成された注文データは、利用者が顧客に対しコンビニエンスストアでの支払方法を通知した日の翌日から利用者が指定する期間内に支払が行われなかった場合、当該注文データがキャンセルされたものとみなし、自動的に取り消されるものとします。この措置により利用者または顧客等に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を一切負いません。
- 2 決済手段がコンビニ決済の注文データの商品代金等に変更が必要な場合は、当該注文データの取消処理を行い、新たに利用者と顧客の間で電子商取引等を行うものとします。

(売上データの作成の特則)

- 第8条 決済手段がコンビニ決済の注文データは、easy myShop での発送処理を問わず、顧客が当該注文データの商品代金等を第3節2条で定めるコンビニエンスストアにて支払うことで売上データが作成されるものとします。

(受領業務の委託)

- 第9条 利用者は当社に対し、コンビニ決済に係る代金等の代理受領業務を委託し、当社はこれを受託するものとする。
- 2 当社は、前項に基づいて利用者から委託を受けた代理受領業務をペイメントパートナーに再委託し、当該ペイメントパートナーから指定コンビニに係るコンビニ店舗への当該業務の再々委託（当該コンビニ・フランチャイザーからそのフランチャイズ加盟店への再々々委託を含む）を行わせるものとする。
 - 3 利用者は、前項の再委託、再々委託及び再々々委託に同意し、異議を述べない。
 - 4 利用者は、コンビニ決済により代金等の決済を行うことを予定して商品の販売または提供を目的とした契約を締結する場合には、当該商品の顧客になろうとする者との間で、本サービスから付与され利用者から顧客へ通知されるコンビニ支払番号の提出を伴って現金等の交付が指定コンビニ店頭でなされ、当該指定コンビニがこれを受領した場合には、当該商品の顧客が負担する当該代金等の支払債務が当該受領の時に消滅することとする旨を特約するものとする。

(コンビニ決済手数料の支払)

- 第10条 利用者は、コンビニ店舗が商品代金等を受領した場合、受領された当該現金等に応じて当社が指定するコンビニ決済手数料（コンビニ店舗の各委託料等に相当する額を含む）を本手数料等とは別に支払うものとする。
- 2 コンビニ決済手数料の支払いは第1節19条に定める本受領額と対等額にて相殺することにより、利用者との間でこれを清算できるものとする。

(申込取消等)

- 第11条 利用者は、コンビニ店舗が商品代金等を受領した後、顧客が電子商取引を取り消す旨をコンビニ店舗に対し表示しコンビニ店舗がこれを受け付けて商品代金等を返金した場合、電子商取引が取り消されることを予め承諾するものとし、この場合、当社およびコンビニ店舗は利用者に対して、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。
- 2 前項の取り消しがあった場合、利用者は自己の責任と負担において商品等の発送を停止する等の必要な措置をとるものとします。

(免責)

- 第12条 顧客が商品の代金等をコンビニ店舗で現金交付等によって支払うことに関して当社は利用者に対し保証も行わないものではなく、当該現金交付等の全部または一部がなされなかったこと、または遅滞したことその他当該現金交付等に関しては一切責任を負わないものとし、当該顧客に対する代金等の請求、または督促を行う義務を負わないものとします。
- 2 コンビニ店舗が商品代金等を受領した後、コンビニ決済に係る商品の販売または提供を目的とした利用者当該商品の顧客との間の契約の解消（解除、取消その他原因の如何を問わない）、無効等に伴う当該商品の代金等の当該顧客への返還に関しては、当社、ペイメントパートナー並びにコンビニ店舗は各自一切関与せず、且つ何らの責任も負担しないものとします。
 - 3 当社は、ペイメントパートナーまたはその委託先であるコンビニ店舗の支払能力の不足または信用不安によって、当該ペイメントパートナーから当社へのコンビニ決済に係る支払の全部または一部を受けることができなかった場合、当該支払を受けることができなかった分に関しては支払義務を免れるものとする。

(利用規約遵守義務等)

- 第13条 事前にコンビニエンスストア各社が定める利用規約等がある場合、または今後、利用規約等が定められる場合、利用者は各利用規約等の内容を承諾し、これを遵守するものとします。
- 2 前項に定める各利用規約等が変更された場合、変更後の各利用規約等が適用されることに利用者はあらかじめ同意するものとします。

(存続条項の特則)

- 第14条 第1節30条および第1節32条により、またはその他の事由により本サービスの利用が終了した場合

でも、終了までに行われた本サービスを利用した個別の取引に関して、本規約は有効に存在するものとします。また、第1節35条に加え、第3節1条、第3節4条、第3節11条、第3節12条、第3節13条および本条についても有効に存続するものとします。

第4節 イージーペイメント – 銀行振込（バーチャル口座）決済

（本節の適用）

- 第1条 利用者が、代金決済手段として、第1節5条1項3号の「銀行振込（バーチャル口座）決済」を利用する場合には、第1節の規定のほか、本節の規定および GMO-PG が定める PG マルチペイメントサービス利用規約 (<https://www03.easy-myshop.jp/ems/help/rule-gmo.pdf>)、銀行振込（バーチャル口座）サービス利用規約 (<https://www03.easy-myshop.jp/ems/help/rule-gmo-bank.pdf>) を適用するものとします。
- 2 前項に定める各規約が変更された場合、変更後の各規約が適用されることに利用者は予め同意するものとします。

（銀行振込（バーチャル口座）決済の内容）

- 第2条 顧客が代金の決済を銀行振込（バーチャル口座）決済によって行う旨の意思表示をした場合、本サービスは当該代金決済のための銀行口座の番号(以下「バーチャル口座」)を割当てするものとします。
- 2 本サービスは、利用者の顧客に対し、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義人の名称(以下、「バーチャル口座情報」)を通知するものとします。
- 3 本サービスは、割当てたバーチャル口座に入金があった場合、これを管理するためのデータ処理を行い、利用者に通知するものとします。
- 4 本サービスは、顧客が海外送金を用いたバーチャル口座への入金に関して、銀行振込（バーチャル口座）決済を提供しないものとし、利用者はこれに異議を述べないものとします。
- 5 バーチャル口座は、利用者が専有するものではなく、本サービスの銀行振込（バーチャル口座）決済を利用者に対し本サービスが管理する口座番号を任意に割当てするものとします。ただし、1つのバーチャル口座が同一時期に複数の顧客に向けて割り当てられることはないものとします。
- 6 顧客の利用者に対する商品代金支払債務は、本サービスが割り当てたバーチャル口座に顧客が支払った商品代金以上の入金が確認できた時点をもって消滅するものとし、利用者はこれに異議を述べないものとします。
- 7 当該バーチャル口座を直接または間接を問わず、また方法または態様の如何を問わず第三者に使用させないこと、第三者のために使用しないこと、及び本サービスの利用以外の目的のための使用しないことを遵守するものとします。

（注文データの特則）

- 第3条 第1節13条に基づき作成された注文データは、利用者が顧客に対し前条に基づき割当てたバーチャル口座を通知した日の翌日から利用者が指定する期間内に支払が行われなかった場合、当該注文データがキャンセルされたものとみなし、自動的に取り消されるものとします。この措置により利用者または顧客等に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を一切負わないものとします
- 2 決済手段が銀行振込（バーチャル口座）決済の注文データの商品代金等に変更が必要な場合は、当該注文データの取消処理を行い、新たに利用者と顧客の間で電子商取引等を行うものとします。

（売上データの作成の特則）

- 第4条 決済手段がコンビニ決済銀行振込（バーチャル口座）決済の注文データは、easy myShop での発送処理を問わず、顧客が当該注文データの商品代金等を第4節2条各項の手続によって割当てたバーチャル口座に対し代金を支払うことで売上データが作成されるものとします。ただし、顧客の支払額が当該注文の商品代金等に達していない、または、超過した場合は当該支払額にて売上データが作成されるものとします。

（銀行振込（バーチャル口座）決済おける遵守事項）

- 第5条 利用者は、第4節2条に基づき本サービスが割り当てたバーチャル口座情報及び入金期限並びに第4節2条4項に関する違反情報を正確に顧客に通知しなければならないものとし、通知した口座情報及び入金期限の誤りまたは第4節2条4項によって生じた顧客との商品代金の支払いに関する問い合わせ等の一切について、当社及びペイメントパートナーは何ら責任を負わない。

- 2 利用者は、顧客に対し、口座情報及び第4節2条4項に関する違反情報の有無を確認させ、誤ったバーチャル口座への入金または海外送金による入金をしないよう周知、徹底しなければならないものとします。顧客の責めに帰すべき事由による誤ったバーチャル口座への入金及び海外送金による入金について、当社、ペイメントパートナー並びに割り当てたバーチャル口座を提供している GMO あおぞらネット銀行は一切関知しないものとします。但し、当社またはペイメントパートナー所定の方法による組戻しが可能な場合は、この限りではなく、顧客が、組戻しを指示した金融機関所定の組戻手数料を負担したうえで、組戻しを行うものとする。
- 3 当社は、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を利用者に引渡せば足りるものとし、顧客がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではないものとします。顧客による代金の不払いまたは代金額の誤りに起因する顧客との問い合わせ等については、利用者が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

(引渡金支払い等の特則)

- 第6条 バーチャル口座に入金された金員に利息は生じない。
- 2 当社は、割り当てたバーチャル口座を提供している GMO あおぞらネット銀行に、支払不能若しくは支払停止が生じたまたは破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続開始等の事情が生じ、当社が当該金員に係る預金返還請求権を行使できなくなった場合、顧客がバーチャル口座に代金の支払をし、入金が完了した場合であっても、当社は引渡金の支払義務を負わないものとします。
 - 3 前項の場合、利用者は顧客に対して商品代金等の支払いを請求してはならないものとします。
 - 4 前二項に定めるもののほか、引渡金の支払留保または返還については第1節20条及び第1節22条5項、第4節7条の定めに従う。

(引渡金の返還の特則)

- 第7条 当社は、引渡金を利用者へ支払ったにもかかわらず、第1節20条1項各号に加え以下の事由が生じた場合またはそのおそれが生じたとき当社が判断した場合、当該引渡金につき返還を求めることができ、その場合には、利用者は当社に対して直ちに当該引渡金を返還するものとします。
- (1) バーチャル口座への振込の際に使用する銀行口座を所有者以外の第三者が利用したとき
 - (2) 第1節15条に規定する文章が保管されていなかったときまたは当社もしくはペイメントパートナー、割り当てたバーチャル口座を提供している GMO あおぞらネット銀行等から第1節15条に規定する文章の提出を求められた場合にこれに応じなかったとき

(存続条項の特則)

- 第8条 第1節30条および第1節32条により、または、本規約のうち、銀行振込（バーチャル口座）決済に関連する部分が事由の如何を問わず終了した場合でも、終了までに行われた本サービスを利用した個別の取引に関して、本規約は有効に存在するものとします。また、第1節35条に加え、第4節6条、第4節7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本規約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本規約の終了によって影響を受けないものとします。

(附則)

2014年12月24日 制定・施行

2021年11月30日 改定